

居宅介護支援重要事項説明書

【令和8年7月1日現在】

1. 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター アイビー
所在地	栃木県栃木市大宮町 2575 番地 8
介護保険事業所指定番号	0970302303
営業日	月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで (土・日・祝日・8月13日～16日・12月29日～1月3日までは休業)
サービス提供実施地域	栃木市・壬生町・下野市(旧石橋町)、小山市
管理者	杉山 貴子
電話番号	0282-51-3753 090-4399-3852

2. 事業所の職員体制

事業所の職員体制及び職務内容

＜主任介護支援専門員＞ 常勤兼務 1 名 (管理者・介護支援専門員兼務)

＜介護支援専門員＞ 常勤勤務 1 名

＜職務内容＞

要介護者の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるように介護サービス等の提供について居宅サービス計画書の作成や市町村・サービス事業所・施設、家族等との連絡調整を行います。

3・当時事業所の法人概要

法人名	合同会社雪月花
所在地	栃木県栃木市大宮町 2575 番地 8
代表者	杉山貴子

サービスの利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。

ただし、要介護度についての認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、ご自分で負担される必要はありません。

尚、保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業者を支払われないことがあります。この場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額をご利用者より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させて頂きます(後日、利用者から市区町村の窓口はこのサービス提供証明書をご提示されますと払い戻されます)。

居宅介護支援費（Ⅰ）：居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

居宅介護支援費（ⅰ）	要介護１・２	11,088 円/月	介護支援専門員 1 人当たりの 取扱い件数 45 件未満
	要介護 3・4・5	14,406 円/月	
居宅介護支援費（ⅱ）	要介護１・２	5,554 円/月	介護支援専門員 1 人当たりの取 扱い件数 45 件以上 60 件未満
	要介護 3・4・5	7,187 円/月	
居宅介護支援費（ⅲ）	要介護１・２	3,328 円/月	介護支援専門員 1 人当たりの 取扱い件数 60 件以上
	要介護 3・4・5	4,308 円/月	

※ 加算について

算定要件	算定要件内容	単位
初回加算	初回居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の２段階以上の変更認定を受けた場合について評価を行った場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成した場合。	3,063 円／月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ） 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,552 円／月
	入院時情報連携加算（Ⅱ） 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,042 円／月
退院退所加算	（Ⅰ）イ 退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可） 病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	4,594 円
	（Ⅰ）ロ 退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可） 病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作	6,126 円

	成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	
退院退所加算	(Ⅱ) イ 退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可） 病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	6,126 円
	(Ⅱ) ロ 退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可） 病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによること。必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	7,657 円
	(Ⅲ) 退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可） 病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによること。必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	9,189 円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	510 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。	2,042 円／月 (月2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合 ※24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。	4,084 円

介護職員等処遇改善 加算	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の 向上等の取り組みを行った場合	1ヶ月の単位数の総 計に2.1%を乗じて 算出した額
-----------------	---	----------------------------------

(2) 交通費

①介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担いたします（利用者にご負担頂くことはありません）。

但し、サービス提供実施地域外の場合は、1回500円のご負担頂きます。

②駐車場が無く、近隣の有料駐車場を利用する場合は料金をご負担頂きます。

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はございません。

4. サービスの内容

(1) サービスの利用

利用者の委託を受けて、居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅を訪問し面接を行い課題分析実施します。当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることが可能です。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、利用者から文章でのお申し出が無い場合には、次回の要介護状態区分の有効期限満了日まで自動更新されます。

(3) サービス・契約の終了

ア、利用者のご都合でサービスを終了する場合

契約の解約について、事業所窓口まで随時ご連絡ください。

イ、事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに事業所よりお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介させていただきます。

ウ、自動終了となる場合

以下の場合は、自動的にサービスは終了となりますのでご了承ください。

①利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。

②利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2または要支援1もしくは自立（非該当）と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

③利用者がお亡くなりになられたとき。

エ、その他

事業者は、正当な理由がなく、居宅介護支援サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合、居宅介護支援サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。

②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。

(4) 医療と介護の連携の強化

ア、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付いたします。

イ、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

ウ、入院時に担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先等を入院先医療機関に伝えるようお願いいたします。

5. 個人情報の保護

(1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得た利用者および家族、また終了された方についても個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

6. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。又、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

居宅介護支援サービスや居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービス等について、相談や苦情等ございましたら、事務所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

当事業所相談窓口 ケアプランセンター アイビー	電話番号	0282-51-3753
	受付時間	平日8時30分～17時（土・日・祝日・8月13日～16日 ・12月29日～1月3日は休業）
	責任者	杉山 貴子

8. 苦情処理の体制および手順

- (1) 利用者から苦情および相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (2) 特にサービス提供事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業所の責任者に対して慎重に事実関係の特定をおこないます。
- (3) 担当者は把握した状況を管理者とともに検討し対応方法を決定します。
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行ないます。

栃木市役所 高齢介護課	0282-21-2251
壬生町役場 健康福祉課	0282-81-1876
小山市役所 高齢生きがい課	0285-22-9541
下野市役所 高齢福祉課	0285-32-8904
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
栃木県運営適正化委員会	028-622-2941

9. 虐待の防止について

「高齢者虐待防止法」の趣旨・内容を踏まえ虐待の防止に努めます。

- (1) 事業所内に虐待の防止に関する担当者をおきます。
- (2) 定期的に虐待防止検討委員会を開催します。
- (3) 研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施します。職員の新規採用時 には個別で研修を実施します。
- (4) 虐待(虐待の疑いを含む)等が発生した場合は、速やかに市や高齢者支援センターへ通報し、対応策並びに再発を防止できるように努めます。

10. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症及びまん延の防止のための指針の整備・感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続計画

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を、定期的に実施します。

12. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。
- (詳しくは別紙 6「ハラスメント防止のお願い」を参照)

13. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

14. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況等は下記の通りです。

第三者による評価実施状況	1 あり	直近の実施年月日	
		評価期間の名称	
		評価結果の開示状況	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書を説明しました。

所在地 〒328-0011 栃木県栃木市大宮町 2575 番地 8

事業者名 ケアプランセンターアイビー

管理者 杉山 貴子

説明者氏名 _____